

環水大管発第 2605291 号
環水大モ発第 2605291 号
令和 8 年 5 月 29 日

各
〔都道府県知事〕
〔大気汚染防止法政令市長〕
殿

環境省水・大気環境局長
(公印省略)

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

地方分権改革に関する「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「大気汚染の状況の常時監視（22 条 1 項）に関する事務の処理基準については、長期的な大気汚染の改善状況、人口動態等を踏まえつつ、人口基準及び可住地面積基準を含めた測定局数の算定方法の在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

この方針に基づき検討した結果、測定局数の算定方法の見直しを行い、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」（以下「事務処理基準」という。）の一部を別添のとおり改正することとしたので通知する。なお、改正箇所については別紙 1、改正の基本的な考え方については別紙 2 を参照されたい。

都道府県及び政令市においては、改正後の事務処理基準に基づき、常時監視の実施に万全を期されたい。

(担当者等連絡先)

環境省水・大気環境局

環境管理課環境汚染対策室

担当者名：山田、百瀬、吉本

TEL:03-5521-8294

E-mail:CHOSA_TAIKI@env.go.jp